

本別町人事行政の運営等の状況の公表

本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第19号)の規定に基づき、本別町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和6年9月13日

本別町長 佐々木 基 裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用の状況(令和5年度 5.4.1~6.3.31)

(単位：人)

区分	大学卒		短大卒		高校卒		計	
		うち試験採用		うち試験採用		うち試験採用		うち試験採用
一般事務職	4	3	1	1	7	7	12	11
医師							0	0
薬剤師・医療技術職	2		1	1			3	1
看護・保健職			1	1			1	1
技能労務職			1				1	0
計	6	3	4	3	7	7	17	13

(2)職員の退職の状況(令和5年度 5.4.1~6.3.31)

(単位：人)

区分	定年	勸奨	自己都合	分限免職	懲戒免職	死亡	その他	計
一般事務職			1					1
医師								0
薬剤師・医療技術職			3				1	4
看護・保健職			2					2
福祉職			1					1
技能労務職			1					1
計	0	0	8	0	0	0	1	9

(3)部門別職員数、職員数の増減の状況(各年4月1日現在)

(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通 行政 部門	議会	3	3	0	
	総務・企画	40	41	1	・欠員補充(1)
	税務	7	7	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	15	15	0	
	商工	6	5	▲1	・業務調整による減(▲1)
	土木	11	11	0	
	民生	21	28	7	・社会福祉協議会派遣に伴う公営企業等からの増(2) ・保育士の補充(1) ・欠員補充(1) ・業務調整による増(3)
	衛生	7	8	1	・業務調整による増(1)
	計	111	119	8	
教育部門		24	24	0	
消防部門		0	0	0	
小計		135	143	8	
公 営 企 業 等	病院	69	70	1	・医師の補充(1)
	水道	6	6	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	43	39	▲4	社会福祉協議会派遣に伴う一般行政部門への減(▲2) ・業務調整による減(▲2)
	小計	121	118	▲3	
合計		256	261	5	
		[288]	[288]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 一般行政職の級別職員数(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年度(令和5年4月1日現在)	
				職員数	構成比
1級	主事、技師、主事補、技術補	39 人	32.0 %	40 人	33.1 %
2級	主事、技師	8 人	6.6 %	8 人	6.6 %
3級	主査、副主査、主任	21 人	17.2 %	16 人	13.2 %
4級	課長補佐、次長、主査、副主査	21 人	17.2 %	28 人	23.1 %
5級	課長、室長、課長補佐、次長	21 人	17.2 %	19 人	15.7 %
6級	課長、室長、事務長、事務局長	12 人	9.8 %	10 人	8.3 %
合計		122 人	100.0 %	121 人	100.0 %

- (注) 1 本別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成19年度から6級制に移行している。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)(令和5年度)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	6,190	7,454,438	120,702	1,255,820	16.8	17.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)(令和5年度)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	132	454,465	92,761	174,130	721,356	5,465

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 会計年度任用職員は含まない。

(3)-1 職員の平均給料月額、平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	303,200 円 39.5 歳
	短大卒	339,600 円 46.5 歳
	高校卒	274,000 円 35.3 歳
	中学卒	378,600 円 55.3 歳
	再任用	280,100 円 62.6 歳
	全平均	295,800 円 40.4 歳

② 技能労務職

区分	平均給料月額	平均年齢
技能労務職	大学卒	260,900 円 39.7 歳
	短大卒	287,900 円 42.3 歳
	高校卒	329,700 円 53.5 歳
	中学卒	- 円 - 歳
	再任用	261,100 円 62.7 歳
	全平均	300,600 円 52.7 歳

(注) 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(3)-2 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	本別町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	196,200 円	206,600 円	196,200 円	206,600 円
	高校卒	166,600 円	174,900 円	166,600 円	174,900 円

(4) 職員の学歴別・経験年数別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	経験年数						
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
一般行政職	大学卒	269,900 円	294,800 円	361,900 円	386,100 円	400,400 円	- 円
	短大卒	- 円	293,500 円	333,300 円	358,300 円	382,500 円	395,100 円
	高校卒	231,200 円	272,200 円	313,100 円	360,700 円	389,900 円	403,400 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	378,600 円
	再任用	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	280,100 円
	全平均	255,400 円	289,000 円	346,600 円	368,400 円	390,500 円	347,100 円

②技能労務職

区分	経験年数						
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
技能労務職	大学卒	223,600 円	298,200 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	287,900 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	278,300 円	278,700 円	322,200 円	388,600 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	再任用	- 円	- 円	275,600 円	- 円	256,200 円	256,200 円
	全平均	223,600 円	298,200 円	281,600 円	278,700 円	305,700 円	335,600 円

(5)職員に対する手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

本別町		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,319 千円		-	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(令和6年4月1日現在)

本別町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	
1人当たり平均支給額	1,909 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
(該当なし)	%	人	%
	%	人	%

④ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)(決算は普通会計)

区分		全職種	
支給実績(令和5年度決算)		84	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		2,625	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		24.2	%
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
往診手当	医師、看護師、准看護師	患者の依頼による往診	医師1回往診料の100分の10、看護師1回往診料の100分の2
手術手当	医師、看護師、准看護師	手術、手術の補助	○800点以上2000点未満 ⇒ 医師:手術料の100分の5、看護師:手術料の100分の1 ○2000点以上 ⇒ 医師:手術料の100分の15、看護師:手術料の100分の2
麻薬管理手当	麻薬を管理する職員(薬剤師)	麻薬管理業務	月額 3,900円以内
放射線等業務手当	放射線技師、看護師、准看護師	放射線又は診療エックス線業務	放射線技師:月額 3,900円以内 看護師:1件 100円
病理細菌検査業務手当	臨床検査技師	病理試験、細菌等の検査業務	月額 3,900円以内
人工透析装置操作等業務手当	臨床工学技士	人工透析装置の操作、保守点検等業務	月額 3,900円以内
夜間看護業務手当	看護師、准看護師、介護士	深夜(22時~5時)の患者看護業務、介護業務	看護師、准看護師 1回 6,800円 介護士 1回 6,000円
救急業務待機手当	臨床検査技師、放射線技師、看護師、准看護師	救急業務に備えて勤務時間外に命ぜられる自宅等での待機	午前8:30~午後5:15 2,500円 午後5:15~翌日午前8:30 1,500円
医学研修手当	医師	医学研修	院長 532,000円 副院長 430,000円 医長 420,000~380,000円
滞納処分従事手当	住民課職員	外勤、出張による町税の滞納処分	1日 500円
野犬掃とう等危険手当	従事職員	野犬掃とう、有害鳥獣及びびちの駆除	1日 500円
特別養護業務手当	介護士、看護師、准看護師、生活相談員	特別養護老人ホームの養護業務	介護士 月額28,500円 看護師等 月額15,500円 生活相談員 月額15,500円

⑤時間外勤務手当(普通会計)

	令和5年度決算	令和4年度決算
支給実績	35,730 千円	39,117 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	337 千円	387 千円

⑥その他の手当(令和6年4月1日現在)(普通会計)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子1人につき 10,000円 父母等1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		11,687 千円	224,750 円
住居手当	〔借家〕月額16,000円以下の家賃⇒家賃の月額-5,500円 月額16,000円を超える家賃⇒(家賃の月額-16,000円)の2分の1(2分の1限度額9,500円)を10,500円に 加算 〔持家〕月額15,000円以内(新築10年間2,000円加算) 新築20年経過以降 月額10,000円以内	異なる	国の制度 〔借家〕借家限度額 28,000円 〔持家〕なし	18,143 千円	187,041 円
通勤手当	〔交通機関利用〕 月額限度額 50,000円 〔交通用具利用〕 片道 5km未満 2,000円 5km以上~10km未満 4,200円 10km以上~15km未満 7,100円 15km以上~20km未満 10,000円 20km以上 12,900円	異なる	国の制度 〔交通機関利用〕 55,000円 〔交通用具利用〕 20km以上60kmまで 5km刻みで支給額を 設定	1,626 千円	58,071 円
管理職手当	13% 院長、副院長、医長 13% 課長、室長、事務局長 12% 主幹 10% 課長補佐、次長	異なる	国の制度 課長職 定額 課長補佐職 定額	13,642 千円	524,692 円
宿日直手当	1回4,400円	同じ		537 千円	8,800 円
寒冷地手当	〔世帯主〕 扶養親族のある職員 131,900円 扶養親族のない職員 72,900円 〔その他の職員〕 51,700円	同じ		11,014 千円	94,948 円

(6)特別職等の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料又は報酬の月額		期末手当の支給割合	
給料	町長	747,000	円	6月	2.100 月分
	副町長	616,000	円	12月	2.100 月分
	教育長	562,000	円	合計	4.20 月分
加算措置：当分の間支給停止					
報酬	議長	292,000	円	6月	2.100 月分
	副議長	230,000	円	12月	2.100 月分
	議員	185,000	円	合計	4.20 月分
加算措置：当分の間支給停止					
寒冷地手当	町長	(算定方式)		(支給時期)	
	副町長	一般職と同		11月～3月(5ヵ月支給)	
	教育長	一般職と同		11月～3月(5ヵ月支給)	
退職手当	町長	(算定方式)		(支給時期)	
	副町長	給料月額(747,000円)×20.504月		任期满了時(4年)	
	教育長	給料月額(616,000円)×12.936月		任期满了時(4年)	
		給料月額(562,000円)×11.352月		任期满了時(4年)	

(7)職員の給与の削減のための特例措置の状況(令和6年4月1日現在)

削減項目	削減内容	削減額(普通会計予算)
給料		
管理職手当等		
期末・勤勉手当		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間(令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	土曜日・日曜日

- (注)1 表中「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
2 保育所、老人ホーム、国保病院等、役場庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態となる場合がある。

(2)職員の年次有給休暇の取得状況(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
8,891 日	2,704 日	230 人	11.76 日	30.4 %

- (注)1 表中「全対象職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間に在職した一般職員の合計数とし、当該期間の中途に採用された職員、退職した職員、当該期間中に育児休業等の事由がある職員を除く。
2 表中「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間に在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む)の合計である。

(3)職員の時間外勤務の状況(令和5年度実績)(普通会計)

(単位：時間)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	3,078	1,317	1,345	1,326	971	1,613	753	1,255	1,370	1,342	1,482	1,640	17,492
	職員1人当たり年間平均												162.0

- (注)1 表中「時間外勤務時間数」は、当該年度中において職員が実際に行った時間外勤務の当該時間の月別合計である。
2 表中「職員1人当たり年間平均」は、時間外勤務時間数の合計を当該年度末に在職する時間外勤務手当支給対象職員数で除して平均したものである。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)職員の分限の件数(令和5年度)

処分手由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び同条第2項第1号	0	0	10	10
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制・定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	第27条第2項	0	0	0	0
合計		0	0	10	10

- (注)職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

(2) 職員の懲戒の件数(令和5年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	3
合計		0	0	0	0	0	8

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数(令和5年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	3	3

(注) 地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況(令和5年度)

研修の名称(派遣先等)	研修の内容	対象者	実施回数	受講者数
十勝市町村広域連携職員研修	接遇、管理職員、監督職員、能力を引き出すほめ方・叱り方、世代を超えたチーム作り	全職員	5回	22人
北海道市町村職員研修センター	税務事務(基礎)・(応用)《固定資産税課税》、税務事務(応用)《市町村民税課税》、均衡力・交渉力強化、自治体法務(条例立案)、法令実務(応用)、管理能力、指導能力、業務改善(カイゼン)手法、地方公務員法	全職員	10回	10人
北海道市町村職員共済組合主催研修	いきいきヘルシーライフセミナー、レディース健康セミナー、メンタルヘルスセミナー	全職員	3回	4人
十勝町村会主催研修	十勝地区法務基礎、十勝地区法務実務入門	全職員	2回	2人
十勝管内町村新規採用職員基礎研修	町村新規採用職員研修	採用1年目職員	1回	11人
十勝管内町村2年目職員ステップアップ研修	町村2年目職員研修	採用2年目職員	1回	4人
十勝管内町村5年目職員中堅リーダー育成研修	町村5年目職員研修	採用5年目職員	1回	4人
友好都市交流研修	徳島県小松島市人事交流研修	全職員	1回	2人
自治大学校	第2部課程第198期事後研修	全職員	1回	1人
職員コンプライアンス研修	コンプライアンス・職員倫理研修	全職員	3回	171人
政策形成研修	政策形成能力の向上を図る研修	副主査・主査	3回	20人
初任職員等研修	服務、法律等、防災、障がい、認知に関する研修	採用1～3年目職員	1回	40人

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(令和5年度)

職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握した上で行われる「能力評価」と「業績評価」により、人事評価を行っています。

○能力評価

職員が、その職務を遂行するにあたり発揮した能力が十分であるか評価します。標準遂行能力を有すると判定できるかという観点で構成された評価項目に照らして、十分にその行動をしているか、能力を発揮しているか評価します。

○業績評価

職員が、その職務を遂行するにあたり挙げた業績が十分であったか評価します。職位に応じた目標や役割についてどれくらい達成されたなど、仕事の出来を評価します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況(令和5年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	総合健診の実施(40歳以上毎年、30歳以上隔年) 定期健康診断の実施(上記以外の職員全員) 振動病検査の実施
その他職員の厚生に関すること	職員互助会福利厚生事業補助	各種検診・予防接種費用等の助成

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

(2) 共済組合事業の状況

区分	内容等	
共済組合	短期給付事業	職員やその扶養家族の公務外の病気・怪我等に対し、療養の給付等を行う
	長期給付事業	年金給付等を行う
	福祉事業	資金の貸付け、保健事業、貯金事業等職員やその扶養親族の福祉と健康の増進を図るための事業を行う
福祉協会	福利厚生事業	健康保持増進・保健思想の普及向上などを目的に各種の助成・給付を行う
	医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う
	貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付けを行う
	福祉年金事業	退職金の運用を行い、年金方式による給付を行う
生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う	

(3) 職員の公務災害補償の状況(令和5年度)

① 公務災害

受理件数	認定件数		取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
10	10	0	0

(注) 地方公務員災害補償法に基づく職員(嘱託職員を含む)の公務災害補償の状況である。

② 通勤災害

受理件数	認定件数		取り下げ件数
	通勤災害該当	通勤災害非該当	
0	0	0	0

(注) ①と同

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数(令和5年度)

区分	前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
給与	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求をした場合も職員1人をもって1件としている。

また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求をした場合は、それぞれを1件としている。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数(令和5年度)

区分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の不服申立て件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。